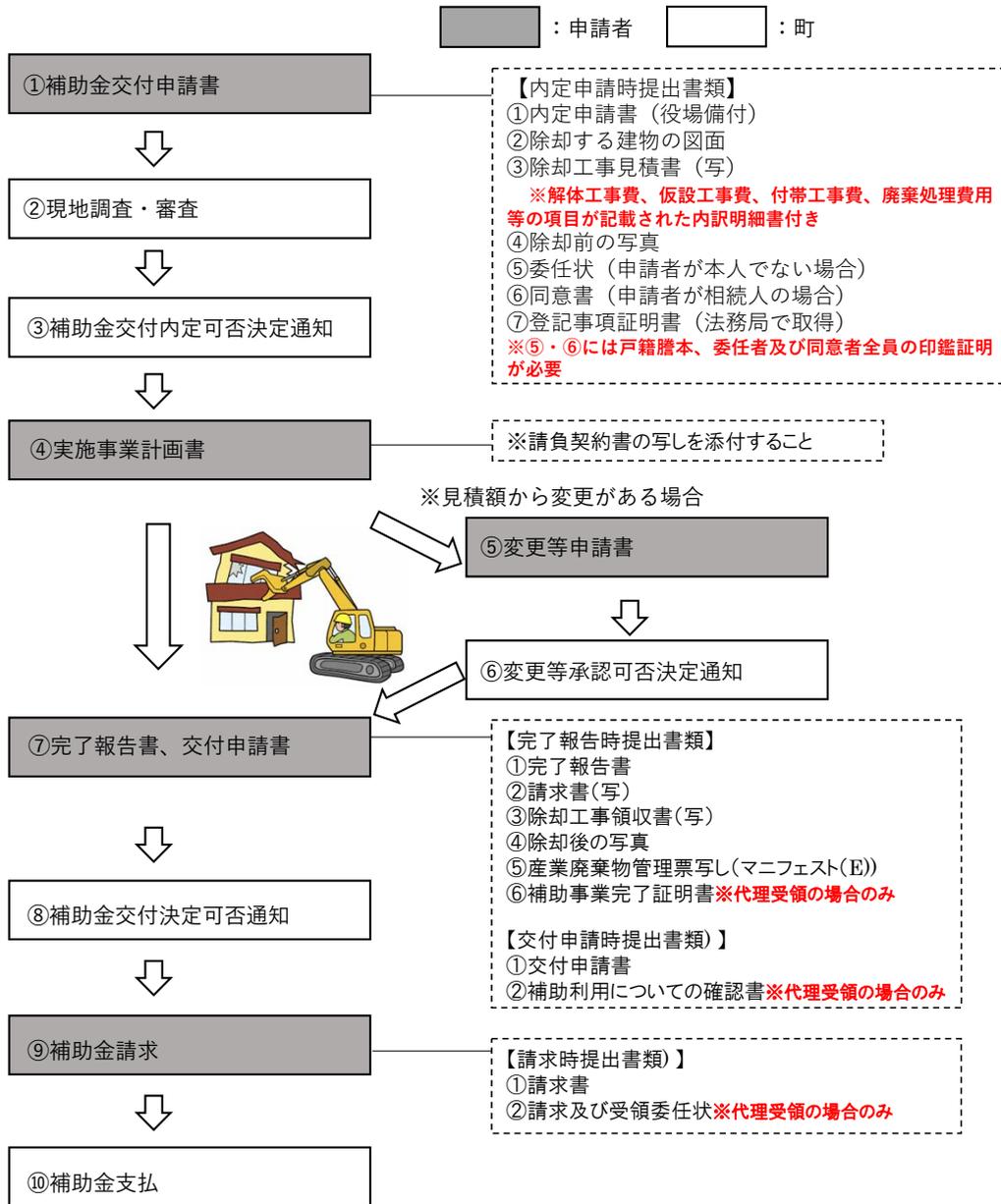


# 田野町老朽建築物除却事業の流れについて



## 【注意事項】

- 補助金交付内定決定の前に工事に着手した場合には、補助金を受けられません。
- 補助金交付申請は、当該年度に事業が完了するものが対象です。
- 建築物を除却した跡地は、周辺地域の方々に迷惑がかからないように適切に管理してください。
- 建築物を除却した場合、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がる場合があります。

# 田野町老朽建築物除却事業のご案内

田野町内にある老朽化が進んだ建物のうち、防災・防犯面で危険と判断される建物の解体除去を促進し、住環境の改善を図るため、除却費用の一部を補助します。また、田野町避難用道路計画に基づく避難ルート沿いについては、災害時の避難路の確保につなげるため、除却費用の全額を補助します。※補助条件あり

## 補助対象者

- ①田野町内に所在する老朽建築物の所有者  
※委任状による代理申請は条件により可
- ②町税等を滞納していない者
- ③暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者

## 補助要件

- ①建築物の老朽度の測定により判断された危険な老朽建築物であると認められ、かつ防犯・防災上の面から解体除去が必要であると判断されるもの。
- ②翌年3月までに除却工事を完了できる場合に限る

## 対象物件・補助額

	対象物件	補助率
1	田野町避難用道路計画に基づく避難ルート（中面参照）において、対策優先道路及び連絡道路沿いにあり、地震発生時に道路閉塞が予想される老朽家屋。	定額（除却工事費全額） ※ただし見積額が適正額と認められる場合。 <b>自己負担ゼロ!</b>
2	上記以外の場合	
	①居住用老朽建築物	上限：1,000,000円／1棟 ※1坪あたり30,000円で算出した額又は、除却工事見積金額に10分の8を乗じて得た額のいずれか低い方の額。 ※補助金額に1,000円未満の端数が出た場合は切り捨て
	②その他（倉庫・店舗等）の老朽建築物	上限：1,000,000円／1棟 ※1坪あたり20,000円で算出した額又は、除却工事見積金額に10分の6を乗じて得た額のいずれか低い方の額。 ※補助金額に1,000円未満の端数が出た場合は切り捨て

## 申請受付

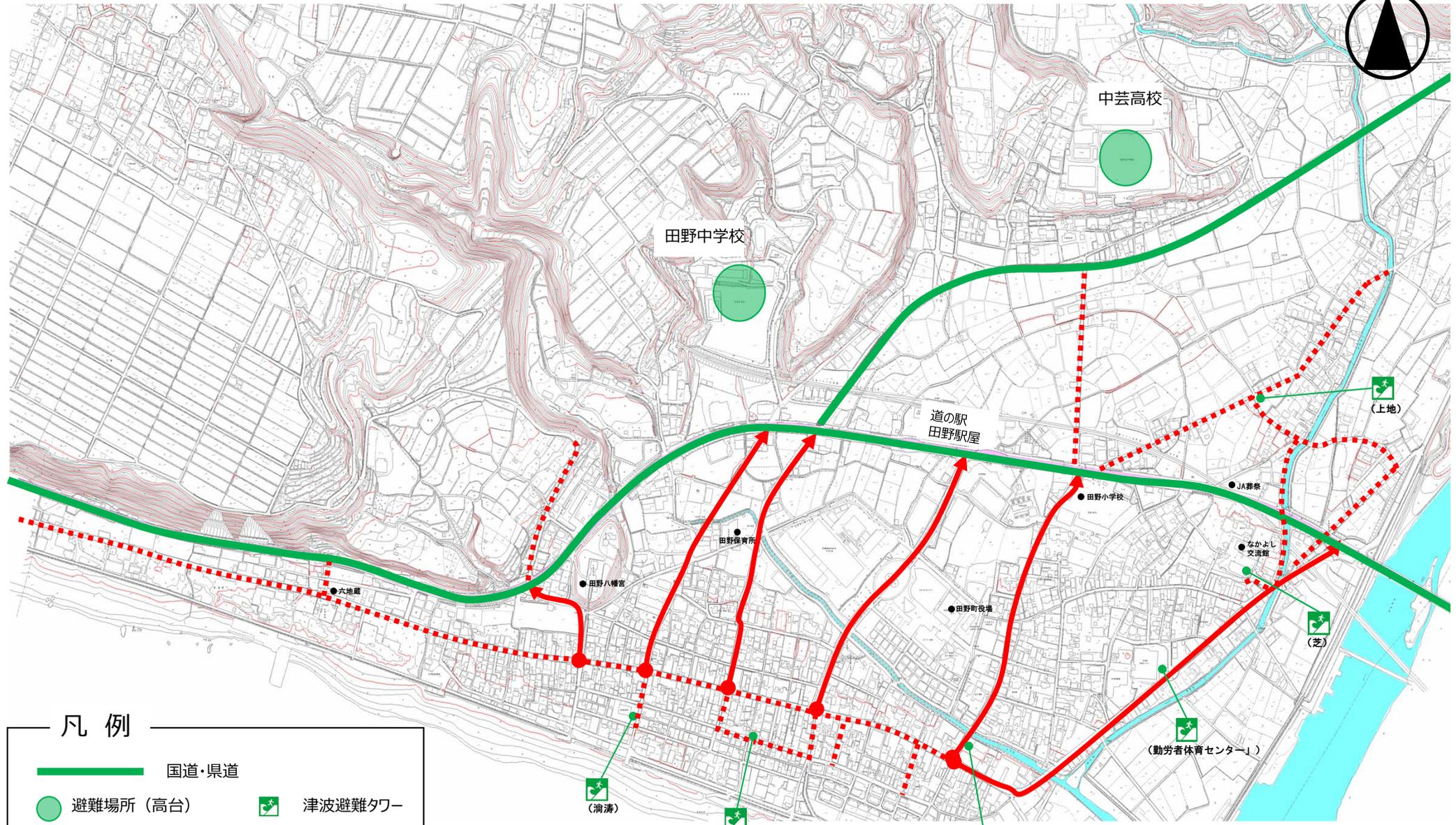
期 間：令和2年6月29日（月）～7月10日（金）  
場 所：田野町総務課  
時 間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）  
その他：申請様式は田野町ホームページからダウンロードしていただくか、総務課カウンターで配布しています。  
※老朽度の高い順での採択となります。予算額に達し次第募集を締め切らせていただきますのでご了承ください。

## 問い合わせ

田野町総務課 TEL：0887-38-2811 FAX：0887-38-2044



# 田野町避難用道路計画に基づく避難ルート



**凡例**

- 国道・県道
- 避難場所（高台）
- 津波避難タワー

**該当道路**

- 町道（対策優先道路）
- ⋯ 町道（連絡道路）

※該当道路沿いかどうか不明な場合は役場までお問い合わせください。